

【申告に際しての注意点等】

- 医療費控除を申請される方は、「医療費の明細書」の事前作成をお願いします。
 (「医療費の明細書」は、役場1階 町民課 住民税係および各出張所に備えてありますのでご利用ください。)
- 雑損控除を受けられる方は、「り災証明書」または「被災証明書」、「災害関連支出の領収書」等をお持ちください。
- 消費税の申告については「簡易課税申告」のみ、申告相談を受付します。
 ※本則課税申告につきましては、税務署での申告をお願いします。
- 贈与税・相続税の申告と納税は、税務署で申告相談を受けてください。
- 平成24年中は無所得でも、平成25年度に所得証明等が必要と思われる方や町営住宅入居の18歳以上の方は必ず住民税(町民税・県民税)申告を行ってください。
- 確定申告の必要がない場合でも、住民税(町民税・県民税)申告をすることで、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険料等の軽減になる場合がございます。
- お問い合わせ先 役場1階 町民課 住民税係 ☎43-2111(内線2117)まで



□お願い

- ・申告会場で長時間お待ちいただいた場合でも、受付できない申告内容がありますので、ご了承ください。
- ・申告会場はたいへん混雑しますので、可能な限りご自身で作成、提出していただきますようお願いいたします。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書作成コーナー」では金額等を入力すれば税額などが自動計算され、誤りが少なくご自身で確定申告書の作成が出来ます。
 ※作成したデータを利用して「e-Tax」により確定申告書を提出することができます。
 ※郵送での申告書の提出も出来ますのでご利用ください。

- 所得税の確定申告書 〒501-3293 関市川間町2番地 関税務署
- 町・県民税の申告書 〒505-0392 八百津町役場1階 町民課 住民税係

《関税務署からのお知らせ》

- 平成24年分の所得税・消費税、贈与税の確定申告会場は、「アピセ・関」です。
- 開設期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※ただし土・日曜日・祝日は除く
 - 開設時間 午前9時～午後5時
 - 所在地 「アピセ・関」関市平和通7丁目5番地の1
 ※開設期間中、関税務署では申告書等の作成指導を行っておりませんのでご了承ください。
 ※申告書の提出は関税務署でも受け付けています。

【税理士による無料税務相談所開設のご案内】

- 開設期間 2月18日(月)～2月28日(木) ※ただし土・日曜日・祝日は除く
- 開設時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時
- 会場 美濃加茂市文化会館(美濃加茂市島町2-5-27)

- お問い合わせ先 関税務署 ☎0575-22-2233(代) ※自動音声案内
 ※国税に関する一般的な相談は「1」、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。